

北上市職員の寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則

北上市職員の寒冷地手当支給規則（平成17年北上市規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（世帯主である職員）</p> <p>第2条 給与条例第27条第2項及びこの規則において、世帯主である職員とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 給与条例第10条に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）を有する者</p> <p>(2) [略]</p>	<p>（世帯主である職員）</p> <p>第2条 給与条例第27条第2項及びこの規則において、世帯主である職員とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>給与条例第10条に規定する扶養親族又は当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u>で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの（以下「扶養親族」という。）を有する者</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北上市職員の寒冷地手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年11月1日から適用する。

（寒冷地手当の内払）

2 この規則による改正前の北上市職員の寒冷地手当支給規則の規定により、令和7年11月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に支給された寒冷地手当は、改正後の規則の規定による寒冷地手当の内払とみなす。